

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人 積善会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等（別表1）を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、毀損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当法人役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年6月1日制定

社会福祉法人 積善会
理事長 川口 正信
特別養護老人ホーム 長渕園
施設長 市川 光男

別表1 福祉関係業務に従事する者の守秘義務

資格名	根拠法
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第46条）
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第46条）
事業者及び従業者	老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号：改正平成17年4月1日)
	介護保険法（平成9年12月17日法律123号：改正平成16年10月1日）
	介護保険施行法（平成9年12月17日法律124号：改正平成15年4月1日） 介護保険施行令（平成10年12月24日政令412号：改正平成16年10月1日） 介護保険法施行細則（平成11年3月31日厚生省令第36号：改正平成16年4月1日人員、設備及び運営に関する基準（第34条第1項、第2項）
指定介護老人福祉施設の従業者	指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号：改正平成15年4月1日）
特別養護老人ホームの従業者	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号：改正平成15年4月1日）

[参考]

○社会福祉士及び介護福祉士法

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準

第30条 指定介護老人福祉施設の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

第28条 特別養護老人ホーム職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(別表2)

個人情報保護の利用目的

特別養護老人ホーム 長渕園では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針のもと、個々に利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

1. 長渕園内部での利用目的

- ・当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - －利用者に施設サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

平成17年6月1日制定
社会福祉法人 積善会
理事長 川口 正信
特別養護老人ホーム 長渕園
施設長 市川 光男

施設サービス利用に係る情報提供同意書

特別養護老人ホーム長淵園の利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

平成 年 月 日

住所

利用者名

印

住所

利用者家族

印

1 使用する目的

[法令に基づき事業者（法人）が行なうべき義務として明記されているもの]

- ① 利用者の介護サービスの向上のための個別施設サービス計画書にかかわる会議。
- ② かかりつけ医師との協議。
- ③ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）。
- ④ 事故が発生した場合の区市町村・東京都への連絡。
- ⑤ 利用者等の苦情に関して区市町村等が行う調査への協力。
- ⑥ 利用者に病状の急変が場合等の医療機関への連絡等
- ⑦ 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等。

[任意に事業者（法人）が行うもの]

- ① 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力。

2 情報提供事業者

- ① 医療機関 ——多摩リハビリ病院、東京青梅病院、東青梅診療所、青梅総合病院
大門診療所、三田眼科、高木病院、梅郷歯科、他
- ② 居宅支援事業者——うるおい3、青梅市うめぞの、アイケアサービス青梅、
博仁会ケアサポートセンターひまわり、ジャパンケアサービスハッピー羽村、
トータルケアコーディネイト、他

3 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、最新の注意を払うこと。
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。

社会福祉法人積善会 理事長 川口 正信